各弁 第 三 〇 号

内閣衆質二〇一第三〇号

令和二年二月十日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長大島理森殿

衆議院議員松原仁君提出世界保健機関の新型コロナウイルス感染症対応に関する質問に対し、 別紙答弁書

を送付する。

衆議院議員松原仁君提出世界保健機関の新型コロナウイルス感染症対応に関する質問に対する答弁書

一について

世界保健機関は、 既にお尋ねの「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言しているため、 御

質問にお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「WHOのテドロス・アダノム事務局長」 の個別の発言の内容について、政府として見解を述

べることは差し控えたい。

三について

お尋ねの「政府の姿勢が、 WHO及び同事務局長の姿勢と異なる」の意味するところが明らかではない

ため、お答えすることは困難であるが、一般論としては、我が国が世界保健機関に意見を伝える場合には、

在ジュネーブ国際機関日本政府代表部を通じて申入れを行う、世界保健機関の執行理事会又は世界保健総

会において意見表明を行う等の方法がある。